

第2回 公文書管理委員会<議事要旨>

日 時：平成22年8月31日（火）15:00～16:45

場 所：中央合同庁舎第4号館1208特別会議室（12F）

<出席者>

御厨委員長、三輪委員長代理、石原委員、杉本委員、野口委員、三宅委員

<事務局>

武川審議官、福井課長、岡本参事官、七條企画官

- ◎ 事務局から公文書等の管理に関する法律施行令及び行政文書の管理に関するガイドラインの検討素案に対する意見募集結果等とこれを踏まえた修正点について説明後、以下のような質疑が行われ、質疑を踏まえて必要となる案文の修正については、委員長に一任された。
- ◎ 施行令案についてはこれを基に法制上の検討に移り、ガイドライン案についてはこれを基に各省に規則案の作成を依頼することとされた。
 - ・ 別表第2に「重要な」とあるが、これは誰が決定するのか。この表現だと恣意的に解釈されてしまうおそれがあるので、何が「重要な」かについて、同表第1の「基本的な考え方」に明記すべき。
 - ・ 別表第2の2（1）注②の「歴史的に重要な政策事項」の決定プロセスの明確化が必要。
 - ・ レコードマネージャー、アーキビスト等の専門家の活用について、もっと積極的に記述すべき。
 - ・ 各省規則の作成に当たり、一元的な文書管理システムとの関係で、どういう手順を踏んでいくのか。
 - ・ 移管・廃棄簿は長く残しておくべきではないか。
- ◎ 事務局から「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（検討素案）」について説明後、以下のような質疑、自由討議が行われた。
 - ・ 国立公文書館等の指定は、ガイドラインの要件を満たす必要があるのか。
 - ・ 異議申立てに関し、異議申立てができる旨の教示をガイドライン本文に明記するとともに、執行停止の記述をより正確に記載すべきではないか。
 - ・ 「目録の記載例」の名称は、もう少し分かりやすい例にすべきではないか。
 - ・ 30年ルールが何かということの説明を補足的に記載すべきではないか。
- ◎ 「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（検討素案）」については、本日の審議も踏まえ、各委員からさらに意見等があれば一週間のうちに事務局に送付していただき、委員長と事務局で必要な修正をした上で、早期に国民や各省の意見を募集することとされた。
- ◎ 事務局から、次回は10月12日（火）15時に開催するとの連絡があった。

（以上）